

承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

1 過酸化水素を有効成分とするふぐ目魚類及びびすずき目魚類の外部寄生虫駆除剤
(ムシオチール)

(1) 主成分

過酸化水素 (H₂O₂ : 34.01)

(本剤 1 kg中 45%過酸化水素水 1 kg)

(2) 対象動物

ふぐ目魚類及びびすずき目魚類

(3) 用法・用量

ふぐ目魚類の外部寄生虫の駆除

外部寄生虫名	薬浴液 (現場海水 1 m ³ に対する本剤の 混和量)	薬浴する魚 (薬浴液 1 m ³ 当たりの魚体 総重量)	薬浴時間	
ヘテロボツリ ウム・オカモ トイ未成熟虫	1.3kg	40kg以下	20~30分間	処置魚は速や かに現場海水 中に戻す。
シュードカリ グス・フグ	0.65kg	40kg以下	20分間	
ネオベネデニ ア・ジレレ	0.65kg ----- 163~217 g	40kg以下 ----- 40kg以下	20分間 ----- 30分間	

すずき目魚類の外部寄生虫の駆除

外部寄生虫名	薬浴液 (現場海水 1 m ³ に対する本剤の 混和量)	薬浴する魚 (薬浴液 1 m ³ 当たりの魚体 総重量)	薬浴時間	
ベネデニア・ セリオレ	0.65kg ----- 163~217 g	500kg以下 ----- 100kg以下	3分間 ----- 30分間	処置魚は速や かに現場海水 中に戻す。
ネオベネデニ ア・ジレレ	163~217 g	100kg以下	30分間	
ビバギナ・タ イ	0.65kg ----- 217 g	100kg以下 ----- 100kg以下	3分間 ----- 30~60分間	

(4) 効能・効果

ふぐ目魚類の外部寄生虫（ヘテロボツリウム・オカモトイ未成熟虫、ネオベネデニア・ジレレ及びシュードカリグス・フグ）の駆除

すずき目魚類の外部寄生虫（ベネデニア・セリオレ、ネオベネデニア・ジレレ及びビバギナ・タイ）の駆除

2 評価要請根拠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の製造販売承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）